

平成6年9月30日
兵庫県警察本部訓令第28号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

2 航空機の運用及び管理については、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)及び警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(責務)

第2条 地域部地域企画課長(以下「地域企画課長」という。)は航空機の運用について、総務部装備課長(以下「装備課長」という。)は航空機等(規則第2条第2号に規定する航空機等をいう。以下同じ。)の管理について責任を負うものとする。

2 航空業務(規則第2条第1号に規定する航空業務をいう。以下同じ。)に従事する警察職員(以下「航空従事者」という。)は、常に航空関係法令の研究、技術の向上、航空機の安全運航の確保及び航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(航空業務計画)

第3条 地域企画課長は、規則第4条第2項に規定する航空業務計画の策定の指針に基づき、毎年の航空業務計画を作成し、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得るものとする。

(警ら用無線自動車等との連携等)

第4条 航空機の運用に当たっては、地域部通信指令課及び警ら用無線自動車、警察用船舶等との連携を図るとともに、航空機の持つ機能を効果的かつ総合的に活用するものとする。

第2章 体制等

(任務)

第5条 航空隊(兵庫県警察組織規程(昭和58年兵庫県警察本部訓令第2号)第8条に規定する航空隊をいう。以下同じ。)は、航空機を運用することにより、警ら、遭難者の捜索救助、警察業務の支援等を行うことを任務とする。

(航空隊長)

第6条 航空隊に隊長を置き、警部以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。

2 航空隊長は、地域企画課長の指揮を受け、第3条に規定する航空業務計画に従って航空隊を運営するとともに、航空従事者の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(運航責任者)

第7条 運航責任者(規則第9条に規定する運航責任者をいう。以下同じ。)は、航空従

事者たる警察官のうちから地域企画課長が指定する。

2 運航責任者は、次に掲げる業務について責任を負うものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

3 運航責任者は、第3条に規定する航空業務計画に基づき、次に掲げる計画を作成しなければならない。

- (1) 毎年の航空機事故の防止に関する計画
- (2) 四半期ごとの整備計画
- (3) 四半期ごとの訓練計画
- (4) 月別運航計画

(安全担当者)

第8条 安全担当者(規則第10条に規定する安全担当者をいう。以下同じ。)は、航空従事者のうちから地域企画課長が指定する。

2 安全担当者は、運航責任者を補佐するものとする。

3 安全担当者は、次に掲げる業務を担当するものとする。

- (1) 航空機事故の防止に関する計画の案を立案すること。
- (2) 航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理を行うこと。
- (3) 航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。
- (4) 航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

(活動区分)

第9条 航空隊の行う活動は、航空機警ら活動、特別活動、警察業務の支援活動等及び待機とする。

2 航空機警ら活動は、次に掲げる活動により行う。

- (1) 警ら 通常時において、第3条に規定する航空業務計画により、あらかじめ定められた空域又は路線を巡航して、地上等における異常な事象についての警戒及び管内の地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の実態を掌握する活動
- (2) 訓練 航空従事者の技量の維持向上のための訓練飛行に従事する活動

3 特別活動は、次に掲げる活動により行う。

- (1) 緊急配備活動 緊急配備に係る活動
- (2) 初動措置活動 事件、事故等の事案が発生した場合に、当該事案に係る被疑者の発見、事案の状況の把握等の初動措置に係る活動
- (3) 救難救助活動 山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は捜索救難に係る活動
- (4) 自隊用務 試験飛行、委託整備等のための往復の空輸飛行、国家試験受験のための飛行等航空機の維持管理又は航空従事者の資格に係る活動

4 警察業務の支援活動等は、次に掲げる活動により行う。

- (1) 警察業務の支援 警察職員の搬送、災害警備又は警衛・警護の実施等地域警察以外の部門の要請に基づき、当該部門の業務を支援する活動
- (2) 応援派遣 警察法(昭和29年法律第162号)第60条第1項の規定に基づく警察用航空機の他の都道府県警察の援助に係る活動

(3) 行政支援 本来警察が処理すべき事項ではないが、警察業務と関連する行政上の事項その他公益上の事項について、行政機関等が行う業務を支援する活動

5 待機は、事件、事故等が発生した場合に直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、航空機等の点検整備及び書類の作成整理に当たる。

(勤務制)

第10条 航空従事者の勤務制は、兵庫県警察職員勤務規程(昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号)に定めるところによる。

2 勤務時間の割振りは、地域企画課長が定める。

第3章 運用

第1節 運航の基本

(機長の指定)

第11条 運航責任者は、航空機の運航に際しては、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者のうちから機長を指定しなければならない。

(機長の責任及び権限)

第12条 機長(機長に事故がある場合は、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。次条第2項、第22条第1項及び第33条を除き、以下同じ。)は、航空機の飛行につき、すべての責任を負う。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(飛行計画の承認等)

第13条 機長は、飛行する場合は、飛行計画を策定の上、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとする場合も、同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空基地(規則第6条第2項に規定する航空基地をいう。)から航空機を出発させようとする場合は、運航責任者の承認を受けなければならない。

(航空機警ら活動の空域)

第14条 航空機警ら活動の空域は、次の表のとおりとする。

区 分	対 象 空 域
第1空域	神戸市、姫路市(第2空域を除く。)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、川辺郡、加古郡、揖保郡及び赤穂郡
第2空域	姫路市(香寺町、安富町及び夢前町を冠する大字の空域に限る。)、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、宍粟市、加東市、多可郡、神崎郡及び佐用郡
第3空域	豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡

第4空域	洲本市、南あわじ市及び淡路市
------	----------------

2 航空機警ら活動は、運航前に前項の空域を定めて実施するものとする。この場合においては、2以上の空域を組み合わせて実施することができる。

(航空機警ら活動の時間)

第15条 航空機警ら活動の1回の時間は、おおむね2時間とする。

2 航空機警ら活動を実施する時間帯の設定は、警察事象の多い時間帯、場所等を勘案して行うものとする。

(初動措置)

第16条 地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)は、110番通報等により事件、事故等を認知した場合において、第9条第3項第2号の初動措置活動の必要があると認めるときは、航空機警ら活動中の航空機をその現場に急行させる等必要な活動を指令することができる。

2 機長は、航空機警ら活動中に事件、事故等を認知し、又は前項の指令を受けた場合は、計画した航空機警ら活動の空域以外の空域であっても迅速に当該空域に急行する等、必要な活動を行うものとする。

第2節 搭乗手続等

(搭乗手続)

第17条 所属長は、航空機を利用し、又は所属職員を航空機に搭乗させる(以下「搭乗等」という。)必要がある場合は、前月の25日までに搭乗等の目的、当該所属職員の氏名、離着陸の場所等を、電話等により、地域企画課長に要請しなければならない。

2 所属長は、第9条第4項の警察業務の支援活動等を要請する場合は、前項によるほか、航空機搭乗(利用)承認要請書(様式第1号)を当該活動を行おうとする7日前までに、地域企画課長に提出するものとする。

3 所属長は、急を要する場合は、前2項の規定にかかわらず、その都度電話等により地域企画課長に要請することができる。

(臨時発着場等の使用)

第18条 所属長は、前条の要請を行う場合において、規則第18条の規定により本部長が指定する臨時発着場(以下「臨時発着場」という。)を使用して離着陸するとき、又は臨時発着場以外の場所を使用して離着陸するときは、当該活動を行おうとする日の7日前までに(急を要する場合は速やかに)、当該臨時発着場等の所有者又は管理者の承認を得ておくものとする。

2 前項の場合において、臨時発着場以外の場所を使用して離着陸するときは、当該場所及びその周辺の略図を警察電話等により地域企画課長に通報しなければならない。

(搭乗等の承認)

第19条 地域企画課長は、第17条の規定による要請を受けた場合は、当該運航の目的、内容、離着陸の場所、時間帯等について審査の上、適当と認めるときは、当該搭乗等を承認するものとする。

(関係機関等からの要請)

第20条 地域企画課長は、兵庫県の部局その他関係機関等からの搭乗等の要請を受けた場合は、航空機搭乗（利用）承認要請書を提出させ、その要請内容を前条の規定に準じて審査の上、必要があると認めるときは、これを承認することができる。

2 地域企画課長は、警察職員及び兵庫県の職員以外の者を搭乗させる場合は、誓約書（様式第2号）を提出させるものとする。

（効率的運航）

第21条 所属長は、第19条の規定により搭乗等の承認を受けた場合は、航空機を効率的に運航するため、あらかじめ地域企画課長と細部事項について十分な打合せをしなければならない。

（搭乗時の留意事項）

第22条 機長は、搭乗者に警察手帳、身分証明書等の提示を求め、その身分を確認の上、搭乗させるものとする。

2 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表に定める航空機搭乗者心得を遵守しなければならない。

第3節 安全運航

（飛行計画の変更）

第23条 機長は、気象の急変、機体の変調等のため計画どおりの飛行が困難であると認める場合のほか、みだりに飛行計画を変更してはならない。

（救急用具の装備）

第24条 機長は、航空機の運航に当たっては、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第150条に規定する救急用具のほか、運航目的に応じて必要があると認められる救急用具を装備しなければならない。

（通信連絡）

第25条 機長は、航空機の運航に当たっては、無線局を開局し、警察無線局等と緊密な通信連絡を行い、航空機の位置及び運航状態を明らかにするよう努めなければならない。

（安全措置）

第26条 警察署長は、管轄区域内の臨時発着場等が航空機の離着陸に使用される場合は、その安全を確保するため地域企画課長と協議し、必要により、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 関係者以外の者の立入りを禁止すること。
- (2) 風向き、風速等を上空から確認できるようにするため、発着場に吹き流し等を立てること。
- (3) 着陸地点を明らかにするため、石灰等を用い、発着場に直径5メートル以上、線の幅約15センチメートルのHを標示すること。
- (4) 着陸地点付近の地面が乾燥している場合は、砂じんの飛散を防止するため散水すること。
- (5) 駐機中の航空機、保管燃料等の警戒を行うこと。
- (6) 不時の出火に備え、消火器を準備しておくこと。

（飛行安全基準）

第27条 地域企画課長は、航空関係法令に定めるもののほか、飛行の安全に必要があると

認めるときは、飛行安全基準を定めることができる。

第4節 応援派遣

(派遣要員等の指定)

第28条 地域企画課長は、第9条第4項第2号の応援派遣の要請により航空機等及び航空従事者を派遣する場合は、その目的、任務、派遣人員等を勘案の上、航空機の特性を十分発揮できるよう要員等を指定しなければならない。

第5節 事故発生時の措置

(機長の措置)

第29条 機長は、飛行中において、発動機の故障、気象の急変その他の理由により航空機に危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認めた場合は、人命の安全を図るため必要な措置をとるとともに、直ちに警察無線局等に緊急通信を行うよう努めなければならない。

2 機長は、不時着しようとする場合又は不時着した場合は、緊急通信により、次に掲げる事項を地域企画課長に報告するとともに、最寄りの航空管制機関に通報するように努めなければならない。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長の氏名
- (3) 特定事故の発生の日時及び場所並びに当該場所における当時の気象状態
- (4) 特定事故の発生の前後の状況
- (5) 死傷者(行方不明者を含む。以下この号において同じ。)の氏名及び負傷の程度その他死傷者の捜索、救護等に関し参考となる事項
- (6) 物件の損壊の程度
- (7) 特定事故の原因と推定される事項
- (8) 特定事故に対する措置の概要

(通信指令課長の措置)

第30条 通信指令課長は、航空機から前条に規定する緊急通信を受信した場合は、直ちに受信内容を地域企画課長に通報しなければならない。

(地域企画課長の事故報告)

第31条 地域企画課長は、前2条により航空機事故が発生したことを認知した場合は、速やかに、本部長に報告しなければならない。

(事故調査)

第32条 地域企画課長は、航空機事故が発生した場合は、当該事故の原因を明らかにするため規則第16条に規定する調査(以下「事故調査」という。)を行い、所見を添えて、その結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、事故調査を行う場合において、必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設けることができる。

3 委員会は、本部長の指名又は委嘱する委員をもって構成する。

第4章 整備等

(飛行前後の整備等)

第33条 機長は、運航の安全を図るため、出発前に施行規則第164条の16に規定する事項

について確認をしなければならない。

- 2 航空整備士は、飛行に先立って航空機の機体、装備品、燃料、潤滑油、積載物等の安全性等について点検を行い、飛行後は、航空機の各部の点検整備及び所要の書類整理を行わなければならない。

(航空機の機能保持)

第34条 運航責任者は、規則第21条の規定に基づく所要の整備を航空整備士に実施させ、機能の保持に努めなければならない。

(定期検査)

第35条 規則第22条に規定する検査は、装備課長が実施するものとする。

第5章 補則

(臨時発着場の整理)

第36条 地域企画課長は、臨時発着場について航空機臨時発着場調査表(様式第3号)を作成し、整理しておくものとする。

(報告)

第37条 航空隊長は、運航及び故障の状況について、毎月、書面により、地域企画課長に報告しなければならない。

- 2 航空隊長は、操縦士の技能について、毎年、書面により、地域企画課長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則(平成16年11月1日本部訓令第17号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日本部訓令第19号)

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則(平成16年12月24日本部訓令第20号)

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成17年4月1日本部訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年10月24日本部訓令第11号)

この訓令は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成18年2月11日本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年2月11日から施行する。

附 則(平成18年2月11日本部訓令第5号)

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年2月11日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第15号）
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。